

平成21年第6回

上里町議会定例会会議録

第3号

9月7日(月曜日)

## 平成 2 1 年第 6 回上里町議会定例会会議録第 3 号

---

平成 2 1 年 9 月 7 日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第50号)上里町企業誘致条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第51号)上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第52号)上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 (町長提出議案第53号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 (町長提出承認第 3号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 2 (町長提出議案第54号)平成 2 1 年度上里町一般会計補正予算 (第 4 号)について
- 日程第 1 3 (町長提出議案第55号)平成 2 1 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)について
- 日程第 1 4 (町長提出議案第56号)平成 2 1 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)について
- 日程第 1 5 (町長提出議案第57号)平成 2 1 年度上里町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第58号)平成 2 1 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)について
- 日程第 1 7 (町長提出議案第59号)平成 2 1 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)について
- 日程第 1 8 (町長提出諮問第 1 号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	久保勉君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	清水澄雄君	福祉こども課長	飯塚邦男君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	岩田貞祐君
産業振興課長	大場信也君	下水道課長	豊田昇君
人権共生課長	山田和雄君	学校教育課長	柴崎久男君
指導室長	丸山修君	生涯学習課長	庄邦雄君
水道課長	澁澤秀実君	図書館長	斉藤直君
老人センター所長	関根信夫君	会計管理者	戸矢三樹男君

事務局職員出席者

事務局長	戸矢隆光	次長	須田孝史
------	------	----	------

## 開 議

午前9時00分開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第50号 上里町企業誘致条例について

議長（根岸 晃君） 日程第7、町長提出議案第50号 上里町企業誘致条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第50号 上里町企業誘致条例について御説明申し上げます。

提案理由でありますけれども、本案の提案理由でございますが、企業誘致に必要な優遇措置を講じ、適正な企業立地を推進するため本案を提出するものであります。

次に、概要について申し上げたいと思いますが、各条文について御説明を申し上げたいと思います。

まず、第1条でございますが、第1条は目的規定でございます。先ほど申し上げましたとおり、企業誘致に必要な優遇措置を講じ、適正な企業立地を推進し、もって本町の産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としておるわけであります。

次に、第2条でございますが、この条例で用いる用語の定義を規定をしたものでございます。

次に、第3条でございますが、町は企業立地に必要な道路、水道のインフラを整備する努力の義務を規定したものであります。

次に、第4条でございますが、第4条は、この条例の骨格とも言うべき優遇措置を規定するものであります。優遇措置の指定を受けた事業所、指定企業でありますけれども、対しまして奨励金を交付することを規定しているものであります。その種類及び額は規則で一任をしているところであります。

なお、規則で定める奨励金の種類及び額の算定について御説明申し上げますが、まず、施設奨励金として指定企業が事業所の用に供するため、取得した土地、家屋及び償却資産に課税される固定資産税に相当する額を事業開始から3年間に限り交付するものであります。

次に、雇用促進奨励金といたしまして、指定企業が新規雇用として町民の方を1年以上雇用した場合、1回に限り1人につき10万円、300万円を限度とするものでありますけれども、こ

れを交付するものでございます。

次に、法人町民税奨励金といたしまして、本町が指定企業に課税する法人町民税、事業開始の翌年度に課税をするものでありますけれども、それに相当する額100万円を限度として1回限りの交付をするものであります。

次に、第5条でありますけれども、優遇措置の指定要件を定めたものでございまして、条例に規定しているものは、公害の発生するおそれがない事業所で、そのほかの指定要件については規則委任をしているところでございます。

規則で定める指定要件について申し上げますと、新設しようとする事業所の用地面積が3,000平方メートル以上で、かつ事業所の事業開始に伴いまして、町内に居住する方の1人以上の新規雇用があることであります。また、新設した事業所の投下固定資産額が1億円以上で、かつ事業所の事業開始に伴い、町内に居住する方の1人以上の新規雇用があることが条件となっているわけであります。

次に、第6条でございますけれども、指定申請の関係でございますが、第7条は奨励金の申請関係、第8条が事業の休止等の届出、第9条が立地の承継、第10条が指定の取り消し、第11条が奨励金の返還関係を記載したものでございます。記載のとおりでありますので、御理解いただきたいと思っております。

第12条は規則への委任でございます。

附則であります。この条例の施行期日は、平成22年1月1日から施行する規定となっております。

以上をもちまして、議案第50号 上里町企業誘致条例についての提案理由の説明内容とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、この内容については、全員協議会の中で御説明申し上げた内容と同じでございます。以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番、納谷です。

何点かお伺いをいたします。

まず1点目、確認なんですけれども、指定要件の中で、1番としてその面積、用地面積

3,000平米以上かつ云々とありますね。2項目めとしては、その固定資産の評価額が1億円以上かつ、以下は同じなんですけれども、これは要するに面積要件と、もう一つは設備に関してその固定資産の投下額が1億円、どちらか満たされていけばいいという理解でよろしいんでしょうか。これが1点目です。

それから、2点目なんですけれども、法人町民税奨励金の件なんですけれども、こちらは法人住民税に相当する額を1回限り100万円を限度ということですが、これは、上里町に工場を立地しまして何年間の範囲有効なのか。例えば工場出してもらいましたと、しかしながら初期投資が大きくて減価償却等大きくて、その年度は法人町民税が、所得割が出ないと、2年後、3年後に出た場合でも、この奨励金というのは有効なのか、何年間有効なのかですね。

それから、3項目め、雇用促進奨励金についてなんですけれども、新規雇用者のうち町内の者を1名以上雇用したときに、1人につき10万円、300万円を限度を1回限りということですが、これは要するに最初の年に1人雇いましたと、それで、1人につき10万円で1回もう交付してしまったから、次の年、例えば2人とか3人雇用したからといって、適用されないという理解でよろしいんでしょうか。それとも、文面から読むと最初に使ってしまうとだめなんでしょうけれども、例えば2年目に2人雇用しましたと、で、20万円の雇用促進奨励金がいただけるのか。1人につき1回限りなのか、それとも全体で1回限りなのか、その確認が3点目です。

4点目なんですけれども、そもそもこの企業誘致条例は、この上里町全体見ましても、なかなか3,000平米というまとまった土地の企業を立地する場所も少なくなっているのかなと思うんですけれども、そもそもどの場所を想定してこの条例を制定するのか、以上4点の御答弁をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） この内容については全員協議会の中で御説明申し上げておりますので、ダブる部分があるのではないかなというふうに思うところがございますけれども、改めて説明をさせていただきたいというふうに思うところがございますけれども、これはあくまでも上里町全体の区域を定めたものでございまして、特定の区域を指定したということではございません。しかしながら、この目的は、今、上里町の中でサービスエリア周辺整備事業を行っておりますので、そこのところの下り車線の工業用地を指定しているわけがございますので、その企業誘致を優先的に、優先的と申しましょうか、それをスムーズの中で企業誘致ができるようにということで、この条例の制定を定めたものでございます。

内容については、産業振興課長のほうから答弁させます。

議長（根岸 晃君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 大場信也君発言〕

産業振興課長（大場信也君） 産業振興課長です。大場です。

先ほどの納谷議員の御質問について答弁させていただきます。

4点ございましたけれども、指定の要件で、両方なのかいずれなのかという御質問につきましては、いずれかということで、3,000平米以上かつ1人以上の地元雇用か投下固定資産額1億円以上で1人地元雇用かのいずれかということでございます。

2点目、何年間有効かという御質問でございますけれども、これにつきましては、想定しているのは新規立地した場合ということで想定しておりまして、先ほど議員の御指摘のとおり、最初は、なんですか、税金が発生しないと、で、翌年、2年、3年というふうに繰り越していった場合、どうかということなんですけれども、ちょっと申しわけございませんが、その件についてまだ細かく詰めていないところもございまして、基本的にはちょっと新規立地した場合ということだけ、今現時点では想定してございまして、またその辺は規則等で細かく規定を詰めて、その辺の場合、どういう場合が想定されるか、きちんと詰めさせていただきたいと思っております。

3番目、地元雇用促進奨励金につきまして、また、次の、最初に1人、翌年じゃ1人、2人とだんだん増やしていった場合どうかということなんですけれども、これにつきましても操業開始時にどうかということで想定しておりまして、ちょっとまた2年後、3年後、だんだん地元の雇用が増えていった場合どうかということにつきましても、ちょっと想定をしていないんですけれども、またその辺についても細かくは詰めさせていただきたいと思っております。

場所につきましては、先ほど副町長が御答弁申し上げたとおり、全体を想定しておりまして、ただ、今、町のほうで企業誘致を推進しているのがサービスエリア周辺地区整備事業ということで、ただ、条例の適用範囲は町全体を考えております。

以上です。

議長（根岸 晃君） 3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番、納谷です。

これから細かい部分に関しましては規則の中で詰めていくということですが、本条例案は、近隣の本庄市並びに美里町とほぼ同様の中身になっているということですが、企業誘致を行っていき当たって、やはりほかとの差別化というものがいま一段こう図られていないと難しいのかなと思うんですけれども、本庄市、美里町と要件がほぼ同様に、上里町が後発でより企業を誘致できるとお考えなのか、もしくはもう少し将来的に条例を改正していく中で、例えば面積要件を緩めるだとか、固定資産投下額の要件を緩めるだとか、そういったこと

も考えられるのかどうか、今後ですね、その2点について再度お伺いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 基本的にこの条例でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、サービスエリア周辺を活性化するために企業誘致を図りたいということで条例を制定していくものでございまして、内容的にはこれから規則の中で反映をさせていくわけでありまして、他町村との差別化というようなお話でございますけれども、やはり各町村との均衡的なものも一つの判断の材料となるわけでありまして、これもまた長の裁量権の問題の範囲内に、税条例以外のものでやるわけでございますから、それとまた、いま一つ、各町村が、各々が競ってその優遇措置をするということになりますと、なかなかそれが問題が出てくるのかなというような気持ちがございます。あるところは1にする、その次のところは2にする、次のところは3にするということになりますと、今の選挙じゃございませんけれども、いろいろと問題点出てくるのではないかと、ある程度はそれは均衡がとれたものがあることが、やはり地域の発展につながるんだろうなというふうに思いますので、その辺の考慮しながら定めていくことが正しいだろうというふうに理解しているところでございます。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 上里町企業誘致条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第51号 上里町税条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第8、町長提出議案第51号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第51号 上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

最初に、提案理由の内容でありますけれども、農地法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、税条例の第54条第6項を改正いたしたく本案を提出するものでございます。

主な改正点であります。農地法等の一部を改正する法律によりまして、土地改良法の一部改正が行われ、税条例で納税義務者として規定しておりました条項が削除されたことにより、根拠条項が号ずれを生じていましたので、改正を行う内容でございます。

条文といたしましては、54条第6項中の同項第2号を同項第1号に繰り上げるものでございます。

附則であります。施行期日を農地法等の一部を改正する法律の施行日からとして、改正後の規定の適用は平成22年度分の固定資産税からといたしました。平成21年度分については、従前の例によるものといたしておるところでございます。

以上をもちまして、上里町税条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第52号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正す

## る条例について

議長（根岸 晃君） 日程第9、町長提出議案第52号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第52号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

提案理由の内容でありますけれども、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正するため本案を提出いたしましたものであります。

改正内容の概要を申し上げますが、まず、支給対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者及び超重症心身障害児を新たに加えるとともに、超重症心身障害児においては、障害児福祉手当として併給を可能とするものであります。

次に、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した者を対象から除外する規定を追加するものでございます。

条文の概要について申し上げますが、第2条では、新たに第4号として、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当する者」といたしてあるわけでありまして、第7号といたしまして、「規則で定める超重症心身障害児に該当すると町長が認めた者」、この2つを対象として加えたものであります。また、字句の訂正といたしまして、号数の整理も同様に行ったわけでありまして、

次に、第2条の2でありますけれども、同条第2号中に、「ただし、前条第7号に該当する者についてはこの限りでない。」と加え、支給制限対象から除外したほか、字句の訂正を行いました。

次に、同条第4号を追加いたしましたものでありまして、第4号といたしまして、「65歳以上の者。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。」と規定を設けたわけでありまして、65歳以上の者を支給対象外といたしましたが、ただし書きといたしまして、「65歳に達する日の前日において、この手当を支給していた場合」、それから、「平成21年12月31日時点において既にこの手当を受給していた場合」、それから、「65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において第1号から第3号の事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合」の3点につきまして、支給対象から除外しております。

附則でありますけれども、この条例施行につきましては、平成22年1月1日から施行日とする規定であります。

以上をもちまして、議案第52号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由の説明と内容とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第52号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第53号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第10、町長提出議案第53号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第53号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

初めに、提案理由の内容でありますけれども、緊急の少子化対策事業の実施に伴いまして、出産一時金の額については所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

改正概要でございますけれども、健康保険法施行令の一部を改正する政令が5月22日に公布

され、緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月までの間に出生したときに支給される出生育児一時金については、35万円から39万円に改正をするということでございます。これに伴いまして、上里町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

なお、引き上げ額4万円の財源措置につきましては、4万円の2分の1額となります2万円が国庫補助金として交付され、残りの2万円については、3分の2が地方財政措置として交付税で算入され、一般会計から繰り入れをするものでございまして、残りの3分の1を国民健康保険税をもって充てるものであります。

改正条文の内容でございますけれども、附則を改正し、平成21年10月から平成23年3月までの間の出生に係る出生育児一時金に関する経過措置として、被保険者又は被保険者であった者が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出生育児一時金についての第7条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とありますけれども、これを「39万円」とすることを1項追加をいたしたものであります。

施行期日でありますけれども、平成21年10月1日から施行するものであります。

以上をもちまして、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由及び内容の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第53号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時28分休憩

午前9時45分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（根岸 晃君） 日程第11、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 平成21年度上里町一般会計補正予算（第3号）について、平成21年7月21日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告いたし、承認を求めるものでございます。

概要でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3,030万円を加え、総額を68億1,628万円1,000円といたしました。

歳入では、補正額のすべてを前年度繰越金で充当することといたし、19款繰越金の計上をいたしました。

歳出であります。第2款総務費に3,030万円を補正いたしまして、総務費の合計を13億2,605万1,000円といたしました。

具体的には、目の2の賦課徴収費の節13償還金利子及び割引料として、還付金2,987万8,000円、還付加算金42万2,000円と補正をいたしましたものであります。

この還付につきましては、企業が予定納税を行っていましたが、決算によって納税額が予定納税額を下回ったため還付する必要が生じたもので、還付が遅くなりますとさらに加算金が発生するため、早期に還付する必要が生じたものであります。

以上をもちまして、専決処分をいたしました平成21年度上里町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第12 町長提出議案第54号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（根岸 晃君） 日程第12、町長提出議案第54号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第54号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。第1条でありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,572万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億200万1,000円といたすものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条であります。地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

最初に、歳入の14款国庫支出金、項2国庫補助金については、地域活性化・経済危機対策臨時交付金1億4,754万6,000円と、21年度版の子育て応援特別手当交付金が主な内容であります。

次に、15款の県支出金、項の2の県補助金であります、これも緊急雇用創出基金事業補助金1,489万4,000円が主なものであります。

18款の繰入金の項1基金繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金を減額するものであります。項の2の特別会計繰入金については、特別会計の19年度精算等によりまして繰り入れをいたすものであります。

21款の町債については、県営ほ場整備事業債と古新田四ツ谷線整備事業の地方道路改良事業債であります。

歳入合計では、現予算に対しまして3億8,572万円を追加いたしまして、72億200万1,000円とするものであります。

次に、3ページから4ページの歳出でございます。

議会費から教育費までで、主な内容は、人事異動等による給与の補正と地域活性化・経済危機対策事業、それから、21年度版の子育て応援特別手当支給事業、緊急雇用創出基金等が主な内容となっているところでございます。

2款の総務費は、地域活性化・経済危機対策の庁用自動車の購入や学校を除く公共施設の地上デジタルテレビの購入、企画振興事業の業務委託事業、それから、交通安全対策事業となっておりますところでございます。

3款の民生費でありますけれども、項の2の児童福祉費は、21年度版の子育て応援特別応援手当支給事業3,752万4,000円の補正、それから地域活性化・経済危機対策で、町の町立保育園や児童館の改修事業であります。

次に、4款の衛生費でありますけれども、国庫補助金を受けて実施する女性特有のがん検診の事業が主な内容であります。

5款の農林水産業費は、土地改良推進事業費の補正となっておりますところでございます。

7款の土木費につきましては、これも地域活性化・経済危機対策による道路維持費や道路新設改良費、それから、施設公園の事業といたしまして古新田四ツ谷線整備事業などの内容となっているものであります。

第9款の教育費につきましては、これも、地域活性化・経済危機対策としての小・中学校の地上デジタルテレビの設置や改修工事、公民館や体育館の修繕工事などが入っているわけでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして3億8,572万円を追加いたしまして、72億200万1,000円とするものでございます。

次に、5ページについては地方債の補正であります。

県営ほ場整備事業と地方道路改良事業合わせて限度額1億1,120万円を増額いたしまして、

補正後の額を6億4,240万円とするものでございます。

また、補正前の利率の欄に記載されている地方公営企業等金融機構が地方公共団体金融機構になったための名称変更によりまして修正をさせていただいたものでございます。先ほど申しましたとおり、地方公営企業等金融機構が地方公共団体金融機構という名称に変更したということでございます。

以上が一般会計補正予算の提案理由の説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

次に、お手元に配付しております大きい一覧表で少し説明をさせていただきたいと思っております。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上が一般会計の補正予算の内容であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 5点ほど質問がございます。

では、続けていってしまってよろしいですか。では、項目順に。

まず、補正予算の関係でございますけれども、26ページなんですが、9款の教育費ですよね。中学校管理運営事業の中の工事請負費で、中学校改修工事費ということで375万円なんですけれども、こちら、6月補正のときにも地域活性化・生活対策ということで補正予算が組まれまして、上里中学校のトイレの改修を行ったと思うんですけれども、今回また中学校ということで、どこの部分なのか、どういった内容なのかということが1点目でございます。

2点目でございますが、22ページ、7款の土木費の中の街路整備費ということで、古新田四ツ谷線の整備事業の中の土地購入費と工作物等補償費ということなんですが、こちらは、この補正予算執行されることによって用地の買収率がいかほどになるのか、また、工作物等あと何点残りがあのかということをお尋ねいたします。

次で、同じく22ページなんですけれども、施設公園費のところの工事請負費で、今回長久保公園のトイレ改修とかテニスコートの改修等あるんですけれども、以前同僚議員からも忍保のグラウンドの砂利の件等の一般質問があったと思います。今朝ほど忍保のグラウンド見てまいりましたが、やはりちょっと小石がこう大分目立つようになってきているということと、Aコートのところだったですか、ベンチの屋根のシートがもうぼろぼろになってしまっていて非常

にみっともないなど、これからスポーツの秋ということで各種大会等々も行われると思うんですけれども、ぜひ、これだけこちらにける予算があるならば、忍保の砂利だとか、そのベンチの屋根のシートの張り替え等もしていただきたいなと思います。

また、忍保のグラウンドの件に関しましては、各グラウンドごとに水道の蛇口についているんですけれども、それが根柱がぼろぼろになってしまっていたり、特にCコートにおいては水道がないんですね。何か事業をやるときはほかのコートとかからこう長いホースで引っ張っていったりするんですけれども、非常に不便でありますし、また、それをホースつないでしまうことによって、今度その水道が使えないという状況等にもなっておりますので、ぜひこの忍保のグラウンドに関して何とかならないものでしょうか。

続きまして、21ページになります。

21ページの道路維持費の中の道路維持補修事業の緊急雇用創出基金事業ですか、こちらで農道ののり面補修をシルバー人材センターにお願いするというお話でございますが、緊急雇用創出ということを考えますと、どちらかといいますと、何というんですか、シルバー人材センターの方のイメージというのはやはりもう現役を退かれて、その上でまた仕事についているという感じがするんですけれども、緊急雇用創出という、この文字から見ますと、私は違ったところにお仕事出していくのが、この言われている事業の目的になるんじゃないのかな、いわゆる現役世代ですよ、こういった方に雇用を創出するというのが目的だと思いますし、また、シルバー人材センターにおいては毎年受注額も増え、内部留保もたくさんあるようでございますから、こういった団体にこのような趣旨の事業を出すのはいかがなものかと思っておりますけれども、御見解をお伺いしたいと思っております。

続いて、最後なんですけれども、7ページになります。

2款の総務費の企画費なんですけれども、総務管理費、企画費なんですが、上里サービスエリア周辺地区整備事業ということで、委託料の中に上里サービスエリア周辺地区整備事業計画検討調査委託料が盛り込まれております。全協だったかな、御説明の中に、こちらの中にはその予定地の地質調査等も含まれるというお話を伺っております。地質調査、ボーリング調査ですね、こちらに関しましては、以前全協等の中で上里町の地権者が売買の契約を結ぶときですか、そのときにもう強くボーリング調査を望んだ経緯がございまして、もし地中に何か問題のあるようなものが埋まっていたらどうするのか、そういったときに購入するに当たってその分を差し引くとか、そういったことをするためにもボーリング調査を行ったほうがいいんじゃないのかと再三申し上げたつもりでございますが、当時、予算の問題と砂利採取した業者に聞き取り調査をしたところ、そういった問題はないんだという見解だったので調査はしないということだったんですが、なぜ今この時期にこのような補正予算を組まれるのかの、以上の5点

をお伺いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最後のサービスエリアの関係について、上里サービスエリア周辺地区整備事業計画検討調査委託料の国の580万円の関係につきまして、方向だけ私のほうで説明させていただきたいと思いますが、今回の調査はあくまでも下りの車線に工業を誘致をいたしたいということで、それに伴う基礎的な資料を作成をするということが基本でございまして、当然その中には土質調査も行うということであるわけでありまして。一環として行うということでもございまして、その中に、前提としてそこに何かがあるだろうというようなことで疑惑を持って行うということではございません。その中で出てくるということは、我々の今までの中では、聞き取り調査等々の中でそういうことはないというようなことではございますので、やはりそれは安心するためにも、一つの、それも含まれるわけでありまして、それを含めた一つの調査であるというふうに、ひとつ御理解いただきたいと思います。

議長（根岸 晃君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 柴崎久男君発言〕

学校教育課長（柴崎久男君） 私のほうからは、補正予算書の26ページの中学校管理運営事業、地域活性化・経済危機対策の15節の工事請負費375万のことだと思うんですけども、こちらにつきましては、上里中学校のプールに入る前の更衣室でございます。それと、着替えをした後にプールまでの腰洗い槽というのがあるんですけども、そちらの修繕でございます。ともに、先ほど副町長のほうから説明がございましたように、不良箇所、更衣室がかなり傷んでおまして、そちらの不良箇所、それと、腰洗い槽が大分さび等で傷んでおりますので、そちらの修繕でございます。

私のほうからは1点だと思います。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） まず1点目の古新田四ツ谷線事業の関係でございますが、土地購入者の関係だと思いますけれども、この関係につきましては3名が該当しております。

それから、工作物の関係だと思いますけれども、これにつきましては残りについてということではございますけれども、あと8件ほど工作物等につきましては残っております。

それから、公園の関係でございますけれども、公園の関係につきましては、忍保グラウンドの件につきましては、今回の補正の中では予定されておらないところでございますけれども、

そういったところがあるということでございますので、今後また、公園整備費の中で検討していければなと思っております。

それから、緊急雇用の関係でございますが、なぜシルバー人材センターに委託するのかということでございますが、これにつきましては、この事業につきまして人件費が70%以上ということで目的がされておりますので、どうしてもほかの企業等にこれを委託するということは、人件費がとて70%ですと委託できないということで、シルバー人材センターのほうに委託せざるを得なかった、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番、納谷です。

ただいま、ちょっと答弁が漏れていた部分があるのかなと思いますので、確認なんですけれども、この予算、古新田四ツ谷線整備事業なんですけど、土地購入費を執行することによって、土地の買収率といいますか、残りがあと何%ぐらいなのか、まあどっちでもいいんですけども、ぐらいになるのかなということが当初の質問にあったと思うんですけども、それを1点お願いしたいということと、それから、もう一点が道路維持補修ののり面補修の件です。

この要件の中に人件費が70%超という要件があるというお話だったんですが、例えば企業等ではなく、何か違ったやり方でできないのかなと、本当に雇用を創出しなければならない年齢層ってやはりもっと若い層で失業なされた方とかじゃないのかなと思うんです。であるならば、その土木業者さんとかシルバー人材さんという形ではなく、もっと違った仕事の出し方が、町として雇用の創出の仕方ができないのかなというのが2点目の質問でございます。

3点目の再質問になるんですけども、上里サービスエリア周辺地区整備事業についてなんですけど、特にボーリング調査に限ってなんですけれども、今回私も申し上げたかったのは、何か埋まっているだとか、そういった部分を強く言いたいわけではなく、少なくとも砂利採取跡地がほとんどを占めているということは、当然そのボーリング調査をするとN値といって、その地盤の強度をこれ調べるんですけども、そうやっていきますと、平成13年度当初の予定でも商業施設等を建設する予定だったんですから、当然その時点で地質調査を行いN値を調べ、例えば地盤強度が強いから直接基礎がいいですよとか、いやこれは弱いからくい打たなくてはですと、くいでも、じゃどこまで掘ったらいいんだと、どこまでいけば地耐力が出るんだと、くいの長さは、太さはどのぐらいになるんだ、そういったことを考慮しないと、土地代も当然決められなかったんじゃないのかと思うんですよ。いきなり掘ったから1反当たり100万円は使います、でも、それによって建設費が膨大になってしまうということになっていきますと、当

然その分を引かなくてはいけないんですから、そういった、どのくらいまで掘られているのかと、どれくらい地耐力があるのかと、そういったことを調べた上で、本来事業を進めていくのが普通の考えなのかなと思います。

特に、こういった、何と申しますか、もう本当は土地の契約をするときではなく、事業が持ち上がった段階で、調査に立ち入り、同意をいただいて調査をした上で、本当にこの計画は進められるのかと。私はどうもこのサービスエリア周辺地区整備事業については、行われていることがすべて後手後手なんじゃないかなと思うんです。企業誘致の条例の件もそうでございます。先にやることはやはりやって、それで事業をこうスタートさせていくのが、民間企業の開発なら段取りだと思えますけれども、そういった時点でなぜ今になったのかということ再度3点お伺いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最初に、シルバー人材センターに頼むのはどうかというような御指摘であるわけでありまして、本当であれば町が直接それを雇用することがいいんでしょうけれども、なかなか今の時代、そういうことを雇用して事業を短期間で、そしてまた、その期間について人数のかけんもあるわけでありまして、そういうことからいくと、なかなかその直接は難しいのかなと、そしてまた、なおかつ前回の雇用の関係をやってみたときも、なかなか応募される方がおられないということもありまして、これを実施するにはやはり、いろいろあると思いますけれども、人材センターが一番適切であるのかなということでお願いをしてきたということでございます。

それから、このサービスエリアの計画でありますけれども、いろいろ御指摘をいただきました。それはあるんだろうと思いますけれども、基本的にこれは、事業は事業者がやるということございまして、我々とすればその事業が土地をどういう形で売買するかということございまして、その土地の利用過程によってそれをやる方が調査をして、それでどういう建築をしてどういう形にしていくかということが基本であるというふうに思うわけでありまして、ですから、基本的に今回のものについては、土質調査も今回はやるわけでありまして、水道はどうなのか、電気はどうなのか、それから、排水はどうなのかとか、ガスはどうなのかという、そういういろいろの条件をこの中で洗いをして調査をして、それで町としてPRできる材料をつくっていくということが基本ございまして、これ町が事業をやるということではございませんので、その辺のところはひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

議長（根岸 晃君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 進捗率の件でございますけれども、現在、20年度においては、用地取得率につきましては73%となっております。

基本的には、今年度全土地を購入するという予定で進んでまいりたいと思っております。今回補正につきましては、来年度で訂正したものが今年度なるということで補正を組んだわけでございます。基本的には、この補正予算だけが執行された場合、75%の進捗率になります。また、今年度予算で組んでいた用地費等もあるわけでございますので、基本的には100%に持っていきたいということで考えております。

議長（根岸 晃君） 納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 最後、3回目ということで最後になるわけですがけれども、このハイウェイのところですね、もう一回だけ質問させていただきます。

基本的に、下り線に関してその事業者売却するので、その事業者がそのまま建ったりすることだからということでは理解できるんですけども、町が進めていた計画も民間事業者に一括売却をするというお話でございました。そのとき、それに当たって土地開発公社が地権者から土地を購入するときに、ボーリング調査をしたほうがいいんじゃないかというお話をさせてもらったんですけども、といたしますのも、児玉工業団地内の山下ゴムさんの問題もございませよ、あれは県の企業局だったのでしょうか、造成したときに木の根を抜いたものを埋めてあったんでしょうか、それが長い間に腐って沈下して、大変5億ですか、賠償を求められたというお話だったんで、そういったことがあると困るなと思ひまして、当時その話はわからなかったんですけども、そういったことがあったとしても、売った後に事業を行って、そこに支障が出たときに賠償等を求められると困るなという趣旨で質問させていただきましたし、今もそう思っているんですけども、それがなぜやっぱり今なのかなというのが疑問なんで、もう一度だけちょっとしつこいようなんですけれども、御答弁お願いします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 児玉工業団地のところの山下ゴムのところの造成関係でございますけれども、これは企業局が造成するときに自分のみずからその事業の中でそういうような行為をしたということでございます。そのときに造成するときに、その辺の木だとか材木だとかそういうものを、その工事の中で埋めてしまうと、造成工事で埋めてしまったということでございまして、今町がやっているところとは全然内容的に違うわけでありませ。あれは、さっき申し上げたとおり、町のほうはこれはあくまでも、町がそこへ埋めたところ、仮にですよ、そういうことがあったとしても町がやった行為ではございませないので、これは当然それを埋めた

方々の責任である、これはもう明確なことであるわけであります。

ただ、それはその今のボーリングをやることによって、もしそういうことがあれば、それはそれなりの対応をしなくてはならないわけでありまして、あそここのところは125ヘクタール全部が、ほとんど95%が砂利採取してあるわけですから、その中にそういうものが埋まっているということはやっぱり考えづらいわけでありまして、その一部、11ヘクタールだけが砂利採取したんだとすれば、そこにいろいろな問題点も出てくるんだと思いますけれども、全体の中の一部であるということをごさいます、会社のほうも会社の責任においてそういうことは絶対ありませんと言っているわけでありまして、ただ、それを毎日管理しているわけではございませんから、そういう部分で何かあったかどうか、それはわかりません。

そういうこともいろいろ言う方がおられますので、それを含めた中でこれを調査やるわけでありまして、基本的には今回の調査は、先ほどの条件調査であるということをごさいます、その企業を誘致するために、これ水はどうなんです、電気はどうなんです、ガスはどうなんです、そしてその中で、その今言う地耐力はどうなんです、こういうような状況であります。それに伴って会社のほうでいかがでしょうかということでもやるわけでありまして、当然これは会社が進出することになれば、会社みずからが、これはボーリング調査をして、自分の工場を建てるところに調査をして、それに伴ったものやっけていこうというふうに理解しております。

議長（根岸 晃君） よろしいですか。

6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） すみません、補正予算のこの予算の大きいほうの4ページですか、4ページの上から二重丸で3つ目の道路維持補修事業、工事請負費、道路補修工事費1,530万の主なその工事する場所ですか。それと、それからあと、その下の下ですか、道路新設改良事業費の委託料ですか、路線測量の業務委託料、これはどこの場所か、それとまた、その下の工事請負費、道路改良舗装工事、どこの場所なのか、それを教えていただきたいんです。よろしくをお願いします。

議長（根岸 晃君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 1点目の道路維持補修事業、地域活性化・経済危機対策事業1,530万円でございますが、主なものといたしましては、修繕事業でございますので、藤木戸勝場線の表層工事です。それから、立野南の道路交差点の改良工事、これを予定しております。

それから、道路新設改良事業、これも地域活性化・経済危機対策事業2,300万でございます

が、委託料、路線測量等業務委託料でございますが、これにつきましては、交付金事業ですね、リバーサイド道路でございますが、これの基本設計を予定しております。

それから、道路改良舗装工事等でございますが、これにつきましては何点かございますが、本郷地区、それから東堤地区、それから1丁目、3丁目地区、それから金久保、それから古新田、勅使河原等の道路改良事業、これを予定しております。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございますか。

2番、斉藤邦明議員。

〔2番 斉藤邦明君発言〕

2番（斉藤邦明君） 2番、斉藤です。

まず初めに、総務費の公共施設地上デジタルテレビ購入費に関してなんですけれども、これ44台ということなんです、具体的にはどこに配備するのかということと、この1,005万9,000円の中の内訳全部、デジタルテレビ購入費かということとをまず、全部がデジタルテレビの金額かということ伺いたいのが1点と、それと、同じくデジタルテレビなんですけれども、小・中学校のほうでも計上されておりますが、小学校のほう91台ということを書いていて、電子黒板が3台でしたっけ、というようなお話を聞いたんですけれども、中学校のほうちょっと書いているときに聞き漏らしたかと思しますので、台数等詳しいことを教えていただければと思います。

それに付随しまして、小学校のみ地デジのテレビアンテナ整備の工事ということで100万円計上されているわけなんですけれども、中学校のほうはよろしいのでしょうか。

また、地デジのアンテナというのはUHFなんですけれども、こちらは、相当古いのでない限りは地デジとかというのが出てくる以前のもので地デジ対応になっているんですけれども、その辺のことは調べられたのかをお尋ねします。

そして、最後に22ページの公園整備事業、先ほどもちょっと話が出ていたんですけれども、テニスコート、このサーフェイスというか、改修等と書いてあるんですが、こちらはオムニコートに替えるということでよろしいのでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

議長（根岸 晃君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 柴崎久男君発言〕

学校教育課長（柴崎久男君） 御説明させていただきます。

小学校管理運営事業で、電子黒板ですけれども、こちらにつきましては各小学校1台ということで5台を予定しております。

それと、中学校のデジタル対応テレビなんですけれども、こちらについても10台購入予定なんですけれども、こちらについても調査はしておりまして、一応対応できるものとしてテレビの備品購入を考えてございます。

以上かと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 総務課長。

〔総務課長 久保 勉君発言〕

総務課長（久保 勉君） この44台につきましては、学校以外全部という解釈、中央公民館であるとかということでございます。そのほかに、このお金は地デジ代だけじゃなくて、もちろんテレビの処分費であるとか、周辺の工事ですね、それは20年度にちょっと調査したものですから、それを含めましてこの金額になっております。

議長（根岸 晃君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 公園施設改修工事費の中の件でございますけれども、現在テニスコートにつきましては4面ございまして、2面がオムニコートとなっております。その裏の2面がまだなっておりませんので、今回オムニコートに改修したいということで計上してございます。

議長（根岸 晃君） 2番、斉藤邦明議員。

〔2番 斉藤邦明君発言〕

2番（斉藤邦明君） ありがとうございます。

まず1点目、答弁漏れになってしまうかもしれないんですけれども、小学校のアンテナのほうを整備工事費ということで書いてあるんですけれども、こちらがUHFのアンテナであればそのままでも使えるんじゃないかということで質問したわけなんですけれども、使えないようなものなのかということをお尋ねいたします。

それと、総務のほうでテレビ以外にもお金使っているということだったんですけれども、小学校とか中学校とかだと多分同じようなテレビ購入をするような考えでいらっしゃるのでしょうか。そちらをお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 柴崎久男君発言〕

学校教育課長（柴崎久男君） 小学校の地デジアンテナ整備工事ですけれども、一応100万を予定しておりまして、ほぼ入れ替えになるのかなということを想定して100万を予定しております。

以上です。

議長（根岸 晃君） 総務課長。

〔総務課長 久保 勉君発言〕

総務課長（久保 勉君） 学校は、聞きますところによると50インチということなんですけれども、総務課のほうで必要なのは15インチから42インチまででございます。あと先ほど言いましたように、周辺、接続の工事ですね、混合機であるとか増幅器、レベル調整、アンテナ調整なんていうものが必要だということで、ほかに周辺の工事として計上しております。

議長（根岸 晃君） 2番、斉藤邦明議員。

〔2番 斉藤邦明君発言〕

2番（斉藤邦明君） ありがとうございます。

アンテナのほうは入れ替えをするんじゃないかということなんですけれども、多分古いので入れ替えするというような感覚でいるのかもしれませんがけれども、入れ替えなくても済むようなやつがもしかしたらあるかと思しますので、老朽化でなくて地デジだから替えなくては思っているのであれば、ちょっと見ていただければありがたいなと思います。電気屋さんのほうもチャンスだといって替えてしまうところもあるという話も聞きましたので、よろしく願いいたします。

それと、テレビは大きさが全部まちまちということで、単価のほうはちょっとわからないんですけれども、税金ということでこれ多額なものが入ってきておりますので、実際地デジも地デジ対応のテレビ買わなくてはいけないと感じている方が多いようなんですけれども、公共のものでほとんど使わないようなところであるならば、チューナーだけであれば、安いのであれば探してくると数千円みたいなもの出てくるわけですし、もったいないかなと思うところもありますので、新しいテレビでチューナーのみで対応できるようなものがもしあるならば、ちょっとけちっぽいんですけれども、税金のことなので対応願えればと思います。

以上です。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 斉藤議員さん言われることは非常によくわかることでございまして、少しでもそういう形で努力していきたいと思うんですけれども、今回については国のほうの、税金は税金の話なんですけれども、国のほうから補助金があるということで、できる限りこの際そういう面でも含めて、できることはちゃんとやりたいということでさせていただいているという部分があるわけでありまして、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 町長提出議案第55号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（根岸 晃君） 日程第13、町長提出議案第55号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第55号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,733万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,547万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正予算の2ページをお開きいただきたいと思いますが、「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

歳入でありますけれども、款の3 国庫支出金、項1 国庫負担金につきましては、療養給付費等国庫負担金であります。老人保健医療費拠出金や後期高齢者支援金額の確定による減及び過年度分の精算による1,180万8,000円の増額補正をいたすものであります。

第2項の国庫補助金であります。国庫負担金同様、老人保健医療費の拠出金や後期高齢者支援金額の確定により、調整交付金の減及び高額医療費特別支給金の支給による特別調整交付金の増、その他介護保険従事者処遇改善臨時特例交付金、出産育児一時金の補助金など、226万5,000円を増額するものであります。

国庫支出金の1,407万3,000円を増額でありますけれども、8億1,193万9,000円とするものであります。

続きまして、款の5 前期高齢者交付金であります。2,112万9,000円を追加し、3億2,579万3,000円とするものであります。これは、65歳以上75歳未満の前期高齢者にかかわる医療費の保険者間の不均衡を是正するために、平成20年度から創設されたものであります。

続きまして、款の6 の県支出金につきましては、国庫支出金同様老人保健医療費拠出金や後期高齢者支援金額の確定による増減補正であります。

続きまして、款の9 繰入金であります。一般会計からの繰入金で、職員給与費等分、それから、出産育児一時金等の繰入金であります。334万円の増額であります。

続きまして、10款の繰越金でありますけれども、前年度決算の実質収支額が6,447万3,659円に確定いたしましたので、療養給付費交付金繰越金845万3,000円、その他繰越金3,101万9,000円、合計で3,947万2,000円の補正をいたしたものであります。

歳入合計につきましては、7,733万9,000円を追加いたしまして、予算総額を26億1,547万3,000円とするものであります。

続きまして、歳出であります。款の1 の総務費の補正であります。職員給与費やジェネリック医薬品希望カードの購入費、高額療養費特別支給金システム改修費など、155万5,000円を増額補正であります。

款の2 の保険給付費の補正でありますけれども、項の4 の出産育児諸費につきましては、出産育児一時金の補正であります。10月1日以降4万円の引き上げ分及び今後の支出見込み額309万5,000円を増額いたしまして、2,019万5,000円とするものであります。

款の3 の後期高齢者支援金等及び款5 の老人保健拠出金につきましては、平成21年度の額が決定をいたしましたので、それに伴いまして増額及び減額補正をするものであります。

続きまして、款の8 の保健事業費でありますけれども、項の2 の保健事業費につきましては、

人間ドック、併診ドックの補助金385万円の増額補正をいたすものであります。

続きまして、款10の諸支出金であります。項の1の償還金及び還付加算金につきましては、療養給付費交付金の返還金の845万4,000円と高額療養費特別支給金11万1,000円であります。

また、項の2繰出金につきましては、平成20年度分の一般会計からの繰入金の精算であります。一般会計へ7,152万円を繰り出すものであります。

歳出合計につきましては歳入同様でございます。7,733万9,000円増額し、予算総額を26億1,547万3,000円とするものであります。

以上が平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明であります。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

お手元に補正予算の大きいページでありますけれども、概況が掲げてございます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上で説明とさせていただきます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第56号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（根岸 晃君） 日程第14、町長提出議案第56号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第56号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条でありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,057万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,014万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該金額ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページでございますけれども、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入でありますけれども、款の1の介護保険料、項の1の介護保険料については介護保険給付費の増加に伴う法定負担割合分の109万円の補正増とするものであります。

款の3の国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、これも、介護給付費の増額補正に伴う法定負担割合分の過年度分の介護給付費に伴う精算分として国から交付された額を計上してあるわけでありまして、1,304万3,000円の増となっているわけでありまして、項の2の国庫補助金につきましては、普通調整交付金28万8,000円の増額をいたしております。

款の4の支払基金交付金でありますけれども、項の1の支払基金交付金につきましては、介護給付費の増額に伴いまして163万円の増額となっております。

款の5の県支出金、項1の県負担金は介護給付費の増額によるもので、67万9,000円の増額であります。項の2の県補助金につきましては、交付決定等により8,000円の増額となっております。

款の7の繰入金につきましては、項1一般会計からの繰入金でございまして、介護給付費の増額に対応する分としての事務費など、一般会計からの繰入金を合計して66万2,000円の増額をいたしたものであります。

款の8の繰越金、項の1の繰越金は前年度からの繰越金でございまして、3,317万9,000円となっております。

歳入合計は、現予算額に対しまして5,057万9,000円を追加いたしまして、11億6,014万1,000円とするものであります。

次に、3ページの歳出でありますけれども、款の1の総務費、項の1の総務管理費につきましては、職員の給与費に関するもので184万円を計上いたしております。項の2の徴収費につ

きましては、需用費5万円の増額でございます。項の3の介護認定審査調査費は臨時職員の賃金等でございます、28万5,000円を計上したものでございます。

款の2の保険給付費につきましては、介護サービス費の増加に伴いまして項の1の介護サービス等諸費372万8,000円、それから、項の2の介護予防サービス等の諸費170万7,000円など増額いたしまして、543万5,000円を増額するものであります。

款の3の基金積立金、項の1の基金積立金につきましては、介護給付費準備基金への積立金でございます、前年度の精算等により3,604万8,000円増額計上いたすものであります。

款の4の地域支援事業費といたしまして、項の1の介護予防事業費及び項の2の包括的支援事業・任意事業費等につきましては、職員の給与費等に関するものでありまして、219万2,000円の減額補正をさせていただいております。

それから、款の5の諸支出金につきましては、項の1償還金及び還付金加算金につきましては、平成20年度の介護給付費における負担金等の精算に伴う県等への返還金424万円を計上いたしたところでございます。項の2の繰出金は一般会計に対するものでありまして、前年度の介護給付費の精算に伴う町への返還金でございます、487万3,000円となります。諸支出金の総額は911万3,000円となっているわけでございます。

款の1の総務費から款5の諸支出金まで、歳入同様、現計予算に対しまして5,057万9,000円を追加いたすものでありまして、合計は11億6,014万1,000円とするものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

細かい内容については、お手元のこの資料の7ページに記載されておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第57号 平成21年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議長（根岸 晃君） 日程第15、町長提出議案第57号 平成21年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第57号 平成21年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条でありますけれども、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,345万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正予算書第2ページをお開きいただきたいと思いますが、第1表は歳入歳出予算補正であります。

歳入につきましては、款1の支払基金交付金であります。これは平成20年度の精算交付額で、審査支払手数料の交付金2,000円を補正するものであります。

款の2の国庫支出金につきましては、平成20年度の精算交付額で医療費負担金416万9,000円の補正であります。

款の5の繰越金につきましては、平成20年度の繰越金95万4,000円を補正するものであります。

歳入合計につきましては、512万5,000円を追加いたしまして1,345万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でありますけれども、款の3の諸支出金、項1の償還金につきましては、

平成20年度の精算により支払基金交付金225万174円、老人医療費県費負担金12万7,430円の返還金を返還するために237万7,000円を補正するものであります。

項の2繰出金でございますけれども、平成20年度一般会計からの繰入金を精算し、老人保健特別会計から一般会計へ繰り出す274万8,000円の補正であります。

歳出合計につきましては、歳入同様、512万5,000円を追加いたしまして1,345万3,000円とするものであります。

以上が平成21年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 平成21年度上里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第58号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（根岸 晃君） 日程第16、町長提出議案第58号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第58号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

利根川右岸流域関連上里町公共下水道事業の平成22年4月の供用開始を目指し、県及び町の事業も順調に進捗しているところでございます。

今回の補正は、7,118万4,000円を追加いたしまして、総額を5億1,459万4,000円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」は、歳入の4款、歳出1款の構成となっておるわけでありまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

第1表の歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げたいと思います。

初めに、歳入でございますが、国庫支出金550万円の増額でございますが、総額を9,550万円とし、その補正内容は公共下水道事業管渠築造等工事費の補助金であります。

次に、繰入金は329万8,000円を増額し、総額を1億654万8,000円といたします。その補正の内容でございますけれども、職員1名の増したことによる人件費等の増額に伴う一般会計からの繰入金を計上いたしているものであります。

次に、繰越金の188万6,000円の増額でございますけれども、総額198万6,000円といたしました内容は、平成20年度決算に伴う繰越金の総額を計上いたしましたものであります。

次に、町債6,050万円を増額いたしました。総額で2億8,950万円とし、その内容は公共下水道管渠築造等工事に伴う起債であります。

次に、歳出でありますけれども、事業費7,118万4,000円を増額し、総額を4億4,587万円といたしましたものでありまして、補正内容でございますけれども、歳入でも申し添えましたけれども、公共下水道事業管渠築造等工事及び職員の増による人件費並びに当初予算で計上いたしました公共下水道使用料システム開発等の委託料、下水道受益者負担金システム借上料の内容を精査し、組み替えをいたしましたものであります。

次に、第2表の地方債の補正の内容の説明でございますけれども、「第1表 歳入歳出予算補正」で説明いたしました公共下水道管渠築造等工事の起債額を6,050万円増額をいたしまして、限度額を2億8,950万円とするものであります。

また、利率中に、地方公営企業等金融機構が本年6月より地方公共団体金融機構に変更となりましたので、名称の変更をさせていただくものであります。

以上が提案理由の説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第59号 平成21年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（根岸 晃君） 日程第17、町長提出議案第59号 平成21年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第59号 平成21年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

し尿及び生活雑排水の汚水を処理する施設を整備し、平成16年4月から供用開始をしており、現在、この施設の維持管理をしているところであります。

今回の補正は、36万5,000円を増額いたしまして総額1,220万4,000円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」は、歳入2款、歳出1款で構成をしております。

「第1表 歳入歳出予算補正」の内容説明を申し上げたいと思います。

初めに、歳入につきましては、平成20年度決算に伴う繰越金の総額計上をいたしたところでございまして、繰入金の減額をするものであります。

次に、歳出でありますけれども、上郷・久保クリーンセンター等の電気使用料金の増額、並びに新たに同処理施設への安全確保のためのセキュリティ業務委託を計上させていただいたも

のであります。

以上が内容でございますので、御理解を賜りたいと思います。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 平成21年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（根岸 晃君） 日程第18、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 御提案申し上げました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員の江上直之さんは本年12月31日をもちまして任期満了となりますが、再任推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

提案概要でございますけれども、人権擁護委員に推薦する江上直之氏について御紹介を申し上げます。

江上直之さんは、大字長浜989番地2に在住し、昭和22年2月1日生まれの現在62歳でございます。江上さんは、平成19年1月1日より人権擁護委員に委嘱され、現在に至っております。

ろでございます。正義感が強く、物事を公平に判断することができるなど、人権擁護委員に適正であると考えておるわけでございます。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしく願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

散 会

議長（根岸 晃君） 本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時51分散会